日本一の鮎が棲むまち

広報やすだ

11
令和元年(2019年)
No.647

人口・世帯状況 元年9月末時点(前月比)			
男	1,307人(−1)	女	1,360人(+1)
合　計	2,667人(±0)	世帯数	1,280世帯(−1)

令和元年(2019年)11月 1 日発行　編集・発行　〒781-6421 高知県安芸郡安田町役場 地域創生課　☎0887-38-6713　FAX0887-38-6780
ホームページ　https://www.town.yasuda.kochi.jp/

②③平成30年度の決算概要
⑤〜⑫安田町人事行政の運営等の状況
⑯令和元年度 安田町補助事業・福祉サービス等一覧
⑱プレミアム付商品券の販売について
㉑インフルエンザ予防接種費用を助成します！

真剣勝負！(10/28　安田子ども相撲神峯大会)

平成30年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、1年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が1年間に推進してきた諸施策の成果を表します。
そこで、今月号では、9月の町議会定例会で認定を受けました平成30年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

平成30年度の一般会計は、平成29年度からの繰越事業を合わせた最終予算額33億7,322万3千円に対して、歳入総額が28億7,547万2千円、歳出総額が、28億1,309万5千円となり、歳入歳出差引で6,237万7千円の黒字となりましたが、このうち、平成30年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、4,271万2千円となっています。

これを、前年度の決算と比較しますと、歳入で2,043万9千円(0.72%)の増、歳出で251万9千円(0.09%)の増と前年度と同規模の決算となっています。これは、町道整備事業費や各種基金への積立金が減少したものの、新庁舎建設事業費などが増加したためです。

また、特別会計については、4会計全体の最終予算額7億8,358万円に対し、歳入が7億6,216万5千円、歳出が7億6,009万8千円で、歳入歳出差引206万7千円となっています。

不動地区避難広場

移住促進住宅

町民1人当たりの一般会計歳出額 1,045,760円

(平成31年3月31日現在住基人口:2,690人)

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
17,808円	259,646円	166,835円	94,876円	86,412円	17,051円
土木費	**消防費**	**教育費**	**災害復旧費**	**公債費**	**諸支出金等**
61,385円	41,774円	87,553円	16,237円	116,656円	79,527円

(歳　入)

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額8億3,818万1千円で、前年度対比で3,112万2千円増加しました。

一方、譲与税、地方交付税、国県支出金、町債など、国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額20億3,729万1千円で、前年度対比で1,068万3千円減少しました。

依存財源のうち、歳入全体の約47%を占める地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて13億3,728万7千円で1,323万3千円(0.98%)の減額となっています。

このほか、普通交付税財源の不足額の補てんとして発行される臨時財政対策債が前年度と同水準の5,680万円となり、財政調整基金を6,900万円取り崩したが、総額では平成30年度は、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は5,683万2千円減少しました。

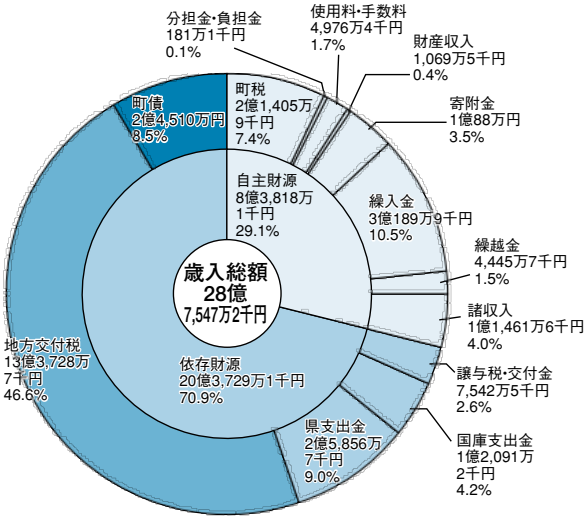

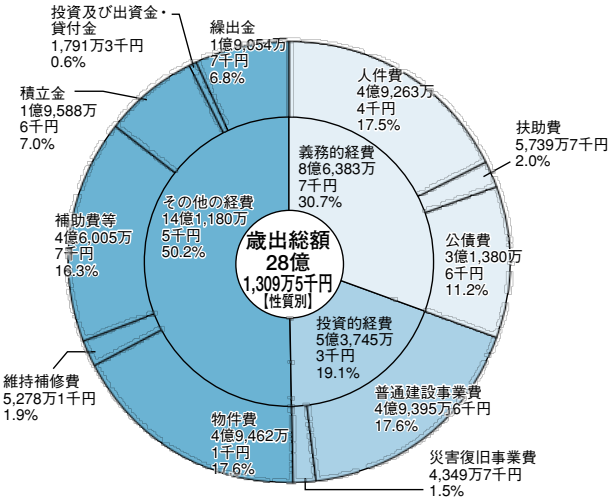

(歳　出)

平成30年度に使われたお金の内訳を見てみますと、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は8億6,383万7千円で、歳出全体に占める割合は30.7%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は3億1,380万6千円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が順次始まったことにより前年度比で669万7千円増加しています。

道路改良や防災対策などのまちづくりに使われる経費は、4億9,395万6千円で、前年度比で8,248万4千円減少しています。

◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えていますが、こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、「安田町総合振興計画」を基本とし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進め、「安心・安全で活気ある協働のまち　やすだ」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

町ホームページリニューアル事業	300万円
ふるさと納税推進事業	6,945万円
新庁舎建設事業	1億1,236万円
国土地籍調査事業	6,696万円
移住促進住宅整備事業(明許)	4,802万円

○民生費

あったかふれあいセンター事業	1,795万円
町自殺対策計画作成事業	311万円
避難所運営マニュアル策定事業	378万円
町立福祉館玄関ホール改修工事	108万円
児童手当支給事業	2,279万円
認定こども園運営事業	3,354万円

○衛生費

町収集ごみ仮設置場整備工事	1,298万円
塵埃収集車整備事業	397万円
簡易水道事業特別会計繰出金	2,851万円

○農林水産業費

園芸用ハウス整備事業	667万円
産地パワーアップ事業	2,932万円
燃料タンク対策事業	831万円
レンタル畜産施設等整備事業	4,817万円
有害鳥獣対策事業	302万円
安田川アユ生息調査事業	227万円
農業用水路等改修工事(明許)	2,342万円

○商工費

安田の夢プラン推進事業	811万円
キャンプ場再整備基本計画策定事業	475万円
日本遺産推進事業	841万円

○土木費

町営住宅裏田団地解体事業	115万円
町道維持・舗装補修工事	1,373万円
町道井ノ岡線外法面対策工事(明許)	2,207万円
町道西ノ久保野田川線改良工事(明許)	1,912万円

○消防費

水防団用装備品整備事業	116万円
Jアラート受信機更新事業	216万円
津波避難広場整備工事	1,369万円
避難誘導灯整備工事	219万円
木造住宅等耐震対策事業	639万円

○教育費

子ども見守りカメラ設置工事	78万円
町文化・保健センター空調改修工事	2,160万円
子どもの夢実現事業	100万円

○公債費

約定償還元金	2億9,468万円
約定償還利子	1,904万円

○諸支出金

分水対策基金積立金	3,938万円
ふるさとづくり基金積立金	1億54万円

平成30年度安田町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり平成30年度の安田町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の平成30年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものはありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は4.3％で、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0％を大きく下回っていますが、過年来の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、昨年度より0.8ポイント上昇しています。自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税及び地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

（単位：％）

	健全化判断比率				資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤簡易水道事業特別会計
安田町	― （－2.84）	― （－2.94）	4.3	― （－132.4）	―
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	―	20.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため『－』と表示しています。
※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。
※将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能財源（基金等）が上回っているため『－』と表示しています。
※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『－』と表示しています。
※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

①実質赤字比率とは
　地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの

②連結実質赤字比率とは
　公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

③実質公債費比率とは
　地方債の借入金に係る返済金及びこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの

④将来負担比率とは
　地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの

⑤資金不足比率とは
　公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

安田町人事行政の運営等の状況

1．職員の任免および職員数の状況

（1）採用者数

平成30年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	うち女性
一般行政職	1人	0人	3人	2人	6人	3人

（2）退職者数

平成30年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勧奨･早期希望退職	その他	計	うち女性
一般行政職	1人	0人	0人	1人	1人

（3）職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（平成31年4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数 平成30年度	職員数 平成31年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	1	1		
	総務	14	14		
	税務	3	3		
	労働				
	農水	6	7	1	業務内容の見直し
	商工	2	1	△1	〃
	土木	2	1	△1	配置の見直し
	民生	13	13		
	衛生	4	4		
	計	45	44	△1	
特別行政部門	教育	12	13	1	配置の見直し
	警察				
	消防				
	計	12	13	1	
公営企業等部門	病院				
	水道	1	1		
	交通				
	下水道				
	その他	1	1		
	計	2	2	0	
合計		59 (65)	59 (65)	0	

（注）1　職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。
2　（　）内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	2人	7人	4人	7人	11人	9人	5人	4人	2人	2人	59人

2．職員の給与の状況

（1）給与の決定の仕組み

町職員の給与は、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国及び県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国及び県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

（2）人件費の状況（一般会計決算）

平成30年度の一般会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

（注）人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当および共済組合負担金などです。

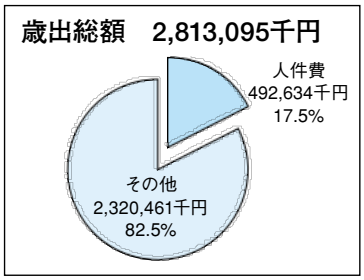

（3）職員給与費の状況（一般会計決算）

職員の給与は、給料と職員手当(扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特勤勤務手当等）からなっており、平成30年度の一般会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
57人	185,708千円	19,960千円	72,773千円	278,441千円	4,885千円

（注）1　職員数は、平成30年4月1日現在の職員数です。
2　職員手当には、退職手当は含まれていません。

（4）ラスパイレス指数の状況

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

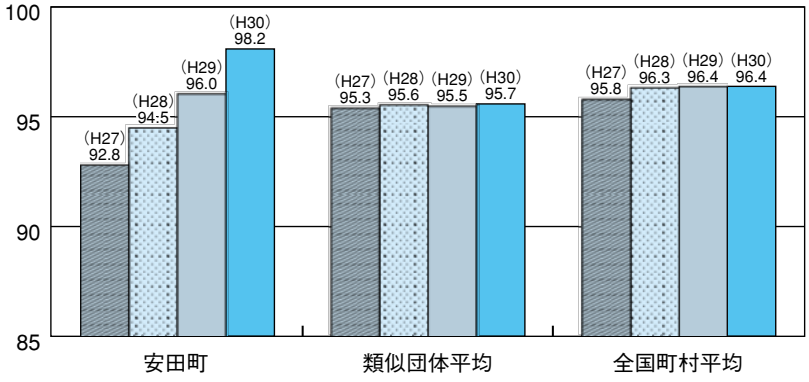

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況

国に準拠し、平成29年度に実施済です。

（6）一般行政職給料表の状況

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200

（7）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
安田町（一般行政職）	39.9歳	292,032円	341,133円	314,983円
高知県（一般行政職）	42.9歳	318,538円	386,070円	339,945円
国（一般行政職）（H30.4.1時点）	43.5歳	329,845円	－　円	410,940円

（注）1「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
2「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（8）職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区分		安田町	県	国
行政職	大学卒	170,100円	184,900円	180,700円
	高校卒	148,600円	150,800円	148,600円
技能労務職	高校卒	134,200円	153,000円	146,000円

【初　任　給】

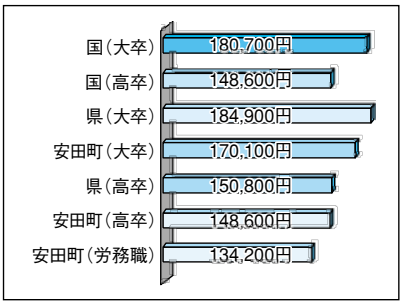

（9）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

（注）1［　］内は、経験年数区分に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。
2　経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職	大学卒	239,500円	294,400円	343,800円
	高校卒	［7年］ 194,000円	［16年］ 235,500円	［23年］ 264,700円
技能労務職		—　円	—　円	［22年］ 259,400円

(10) 町職員の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分		標準的な職務分類（内容）	合計 人	合計 %	内訳 職名	内訳 人	職制上の段階 人	職制上の段階 %	職制上の段階 段階
行政職	1級	主事、社会教育主事、定型的な業務を行う保健師、保育教諭又は書記	11	19	主事 保育教諭	7 4	32	54	係員級
	2級	主査、社会教育主査、知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、保育教諭又は書記	11	19	主査 保育教諭	10 1			
	3級	主幹、社会教育主幹、農地主幹、困難な業務を処理する保健師、保育教諭又は書記、専門員	10	16	主幹 保健師 保育教諭 専門員	6 1 2 1			
	4級	係長、農地係長、主任保健師、主任保育教諭、主任書記、主任専門員	6	10	係長 主任保育教諭	5 1	6	10	係長級
	5級	課長補佐、主監、農地主監、次長、教育委員会事務局課長、主監、公民館長、副園長、専門監	8	14	課長補佐 主監 課長 副園長	5 1 1 1	8	14	課長補佐級
	6級	会計管理者、課長、支所長、振興監、局長、教育次長、園長	10	17	会計管理者 課長 支所長 振興監 局長 教育次長 園長	1 4 1 1 1 1 1	10	17	課長級
単純労務職	1級	調理員	－	－	－	－	－	－	－
	2級	相当な技能又は経験を必要とする業務を行う調理員	－	－	－	－	－	－	－
	3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理員	3	5	調理員	3	3	5	－

（注）1　町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

(12) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員及び県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町	県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,287千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,569千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.9月分 （0.65月分）（0.425月分） 12月期　1.375月分　0.95月分 （0.80月分）（0.475月分） 計　2.60月分　1.85月分 （1.45月分）（0.9月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（平成30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.20月分　0.775月分 （0.64月分）（0.385月分） 12月期　1.35月分　0.825月分 （0.735月分）（0.415月分） 計　2.55月分　1.6月分 （1.375月分）（0.8月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（平成30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.9月分 （0.65月分）（0.425月分） 12月期　1.375月分　0.95月分 （0.80月分）（0.475月分） 計　2.60月分　1.85月分 （1.45月分）（0.9月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】　勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（平成31年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
（退職時特別昇給　無） 1人当たり平均支給額　10,357千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29～30年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されます。

支給実績（平成30年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			0%
手当の種類（手当数）			4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額　400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額　400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額　400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額　400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（平成30年度決算）	6,497千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	145千円
支給実績（平成29年度決算）	7,348千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	175千円

⑤その他の手当（平成31年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	国の制度	支給実績（平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　6,500円 子　〃　10,000円 上記以外の扶養親族　〃　6,500円 （扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算）	同じ		5,760千円	239,979円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額　月額　12,000円 最高支給限度額　〃　27,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間　〃　1の1/2	同じ		1,431千円	178,813円
通勤手当	支給要件　通勤距離片道2km以上 2km～5km未満　月額　2,000円 5km～10km未満　〃　4,200円 10km以上　〃　7,100円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額56,200円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者2～5km未満3,300円から最高36,800円（片道65km以上）	1,193千円	49,683円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員　月額　33,200円 職務の級が5級の管理職員　〃　27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額の100分の25を超えない範囲	5,847千円	365,400円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　4,000円～10,000円（6時間を超える場合は加算有）	同じ		434千円	30,964円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　2,000円～5,000円				
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または休日等に宿日直勤務した場合に支給　1回　4,400円	同じ		31千円	4,400円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。
※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。
※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。
※管理職手当：管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。
※管理職特別勤務手当：管理又は監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に 支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等	区分		給料月額等
給料	町長	705,000円	期末手当	町長	（平成30年度支給割合） 6月期　1.45月分 12月期　1.70月分 計　3.15月分 加算措置　有
	副町長	610,000円		副町長	
	教育長	565,000円		教育長	
報酬	議長	236,000円		議長	
	副議長	195,000円		副議長	
	常任委員長	185,000円		常任委員長	
	議員	170,000円		議員	

退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料×在職年数×500/100	14,100,000円	（任期毎）
	副町長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円	（任期毎）
	教育長	給料×在職年数×250/100	5,650,000円	（任期毎）

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

(2) 週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

(3) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア　厚生労働省令で定められた疾病　　疾病等にかかっている期間
イ　ア以外の疾病又は負傷　　医師の証明等により必要最小限の期間
ウ　イのうち、公務によらない結核性疾患　　1年以内
エ　イのうち、公務によらない私傷病　　引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）取得できる期間は、6ヶ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

（4）育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

４．職員の分限および懲戒処分の状況

（1）分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職および休職があります。

○平成30年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究または指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0

（2）懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

平成30年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

平成30年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

5．職員の服務の状況

（1）年次有給休暇の取得状況

平成30年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区　分	平成30年	平成29年
平均取得日数	10.4日	11.5日
消　化　率	27.8％	30.6％

（2）育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

平成30年度中に新たに育児休業を取得した職員はいません。

②部分休業

平成30年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

平成30年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

6．職員の研修および勤務成績の評定の状況

（1）研修の状況

平成30年度も、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮および増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

（2）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施しています。

7．職員の福祉および利益の保護の状況

（1）職員の福祉の状況

・定期健康診断受診者　57名（うち人間ドック受診者43名）

（2）福利厚生事業の状況

内　　訳		金　　額	備　　考
公費負担分	定期健康診断委託料および人間ドック	211千円	受診者1人当たりの公費負担額　5,125円
	互助会への負担額	1,180千円	職員1人当たりの公費負担額　19,018円
	計	1,391千円	
互助会への職員負担額		1,180千円	互助会への公費負担率　50%

※1.互助会とは、（一財）高知県市町村職員互助会（共同互助会）のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。
2.互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の3つがあります。

（3）公務災害補償の状況

・認定件数　1件

（4）勤務条件に関する措置の要求の状況

・係属事案はなく、平成30年度に新たな措置要求はありません。

（5）不利益処分に関する不服申立ての状況

・係属事案はなく、平成30年度に新たな不服申立てはありません。

平成30年度の公文書公開などの実施状況をお知らせします

町では、公正で開かれた町政を目指し、情報公開条例を制定しています。また、町民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づいて、どれくらい開示請求があったかをお知らせします。

○情報公開制度の実施状況

1．公文書の開示請求及び処理状況

区　分		件数
請求件数		6
処理状況	公開	6
	部分公開	0
	非公開	0
	不受理	0

2．請求に係る開示方法

閲覧	写しの交付
0件	6件

○個人情報保護制度の実施状況

平成30年度中の安田町個人情報保護条例に基づく、開示請求等はありませんでした。

令和元年 秋の全国交通安全運動

安田さくら園児も 安全運転を呼びかけ

9月21～30日にかけて秋の全国交通安全運動が実施されました。

同運動期間中は、子どもと高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止等、5つの重点目標を掲げ、広報車による巡回や街頭指導などの啓発活動が行われました。25日に県道で実施されたドライバーサービスには、安田さくら園きりん組の園児も参加し、園児が交通安全の願いを込めて作った折り鶴のお守りや交通安全啓発チラシをドライバーに手渡し、安全運転を呼びかけました。少しの油断が大きな事故を招きます。常に交通安全を心がけ、交通事故のない社会を目指しましょう。

11月の「町長室開放日」及び「町長中山支所勤務日」について

町民の声がしっかり届く、町民の目線に立った、町民と共に歩くまちづくりを進めるため、毎月1回「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けています。

日ごろ感じていることや役場への提言など、皆さまのご意見をお聞かせください。

◆町長室開放日　**11月14日（木）**　◆中山支所勤務日　**11月25日（月）**

◎基準時間　午前10:00から12:00まで ／ 午後 2:00から 5:00まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

安田町版 お試し運行が始まりました!

10月1日から始まりましたお試し運行（実証運行）は、輝るぽーと安田（安田役場通バス停）から高知東部交通株式会社の路線バスに乗り換えることで、安芸方面、室戸方面、馬路方面への移動にも活用できます。

輝るぽーと安田（安田役場通バス停）の通過時間は下記のとおりですので、上手に乗り換えていただき、町外へのお出かけにもご活用ください。

安芸ージオパーク線(月～金)

	安芸方面行き路線バス 安田役場通の通過時間	**室戸方面**行き路線バス 安田役場通の通過時間
	7:01	7:00
	7:40	7:35
	7:43	8:44
	7:54	9:44
お試し運行時間帯	8:22	10:14
お試し運行時間帯	9:10	10:54
お試し運行時間帯	9:40	12:13
お試し運行時間帯	10:40	12:54
お試し運行時間帯	11:55	13:24
お試し運行時間帯	12:42	14:39
お試し運行時間帯	14:02	15:39
お試し運行時間帯	14:55	16:44
お試し運行時間帯	16:02	17:14
お試し運行時間帯	17:15	17:39
	17:47	18:25
	18:37	19:04
	19:07	19:51
	20:06	20:27

安芸ー馬路線(月～金)

安芸方面行き路線バス 安田役場通の通過時間
7:35
12:07
16:43
18:12

馬路方面行き路線バス 安田役場通の通過時間
10:48
14:08
16:53
18:28

お試し運行の路線ごとの運行曜日

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	運行のかたち
小川、日々入地区			中里、船倉地区	中ノ川、西ノ川地区	デマンド運行
	東島線		東谷線		路線定期運行

― バスの乗り方教室を開催できます ―

釣り銭を気にせずに路線バスを利用できる「ICカードですか」と段差の少ない「低床バス」の導入により、高知東部交通の路線バスは飛躍的に便利になっています。

ある程度の人数が集まれば、実際の路線バスやICカードですかの出張窓口を招いての乗り方教室が開催できますので、地域での検討をお願いします。

安田町子どもの夢実現事業 ふるさと納税活用
中学生の「夢」が叶いました

安田町子どもの夢実現事業実行委員会では「安田町の風景をドローンで撮って卒業アルバムに載せたい」という西山快里くん（安田中3年）の夢を採用し、9月14日に行われた体育祭で、その夢を叶えました。

（株）東京映画社の協力により、3年生5人がグラウンド中央で校旗を広げる様子をドローンを使って撮影。徐々に高度を上げながら校舎や学校周辺の景色を映像に収めました。

夢が叶った西山くんは「一生の思い出になりました。」と感想を話しました。

今後もドローンを使って、それぞれの町のお気に入りの景色を撮影し、ふるさとが詰まった卒業アルバムの制作を行います。

撮影の様子

3年生5人

安田まちなみ交流館・和 企画展関連イベント 講演会開催

10月6日に、安田まちなみ交流館・和で現在開催中の企画展「龍馬・心のふるさと 高松順蔵をめぐる人々」の関連イベントとして高知県立坂本龍馬記念館の学芸課長　前田由紀枝さんを講師にお迎えし、「龍馬をめぐる安田の人々」という演題で講演会を行いました。

講演では、順蔵の次男で坂本権平（龍馬の兄）の跡を継いで坂本家当主となった高松習吉（坂本直寛）の息子の直道や孫の直行らを中心に、彼らがたどった波乱万丈の人生について、貴重な資料や写真をスライドで示しながらお話しいただきました。龍馬に関するクイズも交え、楽しく理解することができ、龍馬や坂本家の子孫であり、高松順蔵の子孫でもある安田ゆかりの人々をさらに身近に感じる内容でした。

なお、企画展は12月9日（月）まで開催していますので、ぜひご来館ください。

新庁舎建設工事を見学してみませんか？

新庁舎が順次でき上がっていく姿を多くの町民の皆さんに見ていただき、より親しみをもっていただくため、下記の日程で工事の見学会を実施します。

見学会では、工事の概要説明と併せ、普段見ることのできない大型機械を見ることもできますので、この機会にぜひ見学にお越しください。

1．**見学実施日**　令和元年11月15日（金）、29日（金）
12月17日（火）　※ 以降の日程は未定です

2．**見学時間**　午後1時30分から2時まで（30分間）

3．**見学方法**　現役場庁舎の屋上から工事現場を見学

4．**集合場所**　見学実施日の午後1時20分までに役場玄関前にお越しください（事前予約等は不要です）

問い合わせ先　役場地域創生課　☎38−6713　FAX38−6780

令和元年度　安田町補助事業・福祉サービス等一覧

広報4月号で紹介した、町補助事業・福祉サービス等について、現在も受け付けしている事業を紹介します。

・防災、減災（南海トラフ地震対策等）　問い合わせ先：役場総務課　☎38−6711　FAX38−6780

事業名	内　容	対　象
木造住宅耐震診断士派遣事業	県認定の診断士によって住宅の耐震性を測定する(診断料無料)	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
耐震設計費補助事業	耐震診断士による設計に係る費用について上限305千円の補助を行う	上記耐震診断によって、耐震性が低いと診断された住宅
耐震改修補助事業	耐震診断士の設計に基づく改修に係る費用について上限1,225千円の補助を行う	
ブロック塀改修費補助事業	倒壊の危険性のあるブロック塀の除去やフェンス等への改修に対して上限205千円の補助を行う	避難路沿いにあり、傾き、ひび割れ等の著しいブロック塀
家具転倒・ガラス飛散等防止対策推進事業	1世帯につき、上限10千円として金具等購入費を補助し、最大4台まで取付サポートを実施する 1世帯につき、上限12千円としてフィルム購入費を補助し、最大6㎡まで貼付サポートを実施する ※購入から取付までを委託により実施するので、申請者は町への申請のみ	町内に居住する全世帯

・移住、太陽光発電　問い合わせ先：役場地域創生課　☎38−6713　FAX38−6780

事業名	内　容	対　象
U・Iターン希望者住居改修事業	個人が所有する住宅の改修費用、荷物の処分等に対して上限1,000千円の補助を行う	U・Iターン希望者及び移住希望者に住居を提供しようとする方
空家活用促進事業	町と中期にわたって持ち家の賃貸借契約を締結し、町が改修を実施したうえで、移住・定住者向け住宅として貸し出す	空家を活用し、移住・定住希望者に住居を提供しようとする方
太陽光発電システム設置事業	最大出力の合計が10キロワット未満で、キロワットあたり100千円、上限500千円の補助を行う	居住している町内の住宅、または町内に居住予定で新築、改築する住宅に太陽光発電システムを設置する方

・福祉（高齢者福祉等）　問い合わせ先：役場町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

事業名	内　容	対　象
福祉ハイヤー事業	対象者1人に、年間7千円を助成(チケット500円券14枚綴り)	対象者(4月1日において、80歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方)については別途通知済み
老人日常生活用具等普及事業	防火関係の用具を給付 (品目:電磁調理器、火災報知器、自動消火器)	長期にわたって寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の方など
	老人福祉電話機を貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認の必要があり、現に電話機を保有しない低所得の方
緊急通報体制等整備事業	緊急時に適切な対応を行うために、緊急通報装置を設置(貸与、利用料は無料)	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する高齢者の方または、ひとり暮らしで身体に重い障がいのある方
高齢者等配食サービス事業	毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)昼食の弁当を自宅に配達(一食400円、副食おかずのみは300円)	介護認定を受けた方や、おおむね65歳以上の方で、食事サービスが必要と認められる方
在宅介護手当支給事業	在宅で介護をしている方に、在宅介護手当を支給(月額10千円を毎年9月と3月の2期に分けて支給)	家庭で長期にわたり寝たきりになっている方や、認知症などで常時介護を必要とする方を介護している方
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	居宅を訪問して理美容サービスを提供(出張費の助成) 利用回数:年間6回まで(散髪代は自己負担)	65歳以上で、要介護度4以上の認定を受け、理美容所でサービスを受けることが困難な方

・環境衛生　問い合わせ先：役場町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

事業名	内　容	対　象
浄化槽設置整備事業	町内で合併浄化槽を設置する方に補助を行う(設置する浄化槽の規模により補助金額が異なります)	町内で合併浄化槽を設置する方

Hola! 安田朗くん

9月

Holá とはスペイン語で、「こんにちは」という意味です。

ご当地キャラまつりin須崎（9/14・15）

9月14日、15日、高知県須崎市桐間多目的公園で開催された、ご当地キャラまつりin須崎に参加しました。このイベントは、須崎市のご当地キャラしんじょう君が全国のお友達を須崎市に招待して行うお祭りです。

安田朗くんのふれあいの時間には、「大きいねぇ！」「背中のしっぽみたいなのは、納豆？」など、さまざまな声をかけていただきました。またこの日は、町長、副町長もイベントに参加し本町のＰＲブースを盛り上げました！

あんたろうさんぽin安田町（9/16）

9月16日、東京都江戸川区平井親和会商店街振興組合公認キャラクター「こーた(幸多)」くんと、熊本県菊池市非公認キャラクター「きくちくん」が遊びに来てくれました。

輝るぽーと安田で販売の手伝いをしたり、一緒にさんぽを楽しんでくださった方と楽しくお話や写真撮影をしたりと、笑顔あふれる時間を過ごすことができました。

しらかわキャラ市【福島県白河市】（9/28・29）

9月28日、29日、福島県白河市白河小峰城（城山公園）で行われた、しらかわキャラ市に参加しました。白河市及び福島県の魅力と、「笑顔と元気」を白河から全国に発信することを目的として開催されています。

また、今年は東日本大震災で崩落した石垣の復旧工事が完了したこともあり、白河小峰城（城山公園）でイベントを行うことになりました。

安田朗くんのふれあいの時間は、初めて会うキャラさんや応援してくださる方と写真撮影や、お話をしたりと、こころ癒やされる時間を過ごしました。

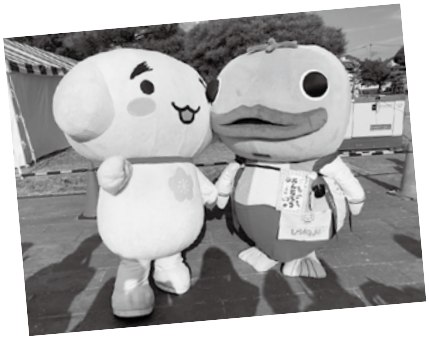
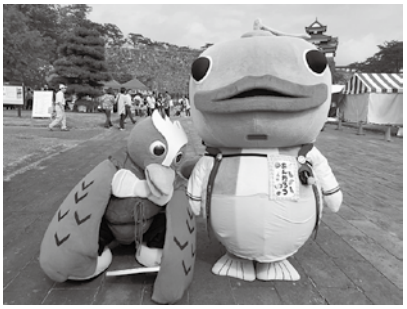

安田町プレミアム付商品券の販売について(お知らせ)

中芸地区商工会（田野町）において、安田町プレミアム付商品券の販売を行っています。（商品券は、中芸5町村の取扱登録店でご利用いただけます。）

商品券の購入には『購入引換券』が必要となります。購入対象者と考えられる方（令和元年度住民税非課税の方）には、『購入引換券交付申請書』をお送りしていますので、購入を希望される方は、役場地域創生課もしくは中山支所まで申請書の提出をお願いします。申請書の内容を審査した結果、購入対象者となる方には、後日、『購入引換券』をお送りします。

なお、子育て世帯の対象者は申請不要で、お子さまの生年月日に応じて、9月以降順次『購入引換券』をお送りしています。

○申請書提出期限　令和元年12月20日（金）
○商品券販売期限　令和2年2月17日（月）
○商品券使用期限　令和2年2月29日（土）

問い合わせ先　役場地域創生課　☎38−6713　FAX38−6780

中芸広域火葬場の使用料金が変わりました

10月1日から、中芸広域火葬場の使用料金が下記のとおり変更されました。

区分		単位	変更後の使用料		変更前の使用料	
			中芸管内	中芸管外	中芸管内	中芸管外
火葬施設	大人（12歳以上）	1体	31,000円	83,000円	30,000円	80,000円
	小人（12歳未満）	1体	15,000円	31,000円	15,000円	30,000円
	死産児	1胎	15,000円	31,000円	15,000円	30,000円
	改火葬	1炉	31,000円	62,000円	30,000円	60,000円
	肢体の一部	1炉	15,000円	31,000円	15,000円	30,000円
	産汚物等	1炉	15,000円	31,000円	15,000円	30,000円

※下線部分が変更されています。

問い合わせ先　中芸広域連合　総務企画課　☎38−4077　FAX32−1091

徒然なかやま

安田町ふるさと応援隊・11月のお便り

～中山をどんどん元気にしていこう～

自然薯作りに革新を！山口県に研修へ！！

10月4日、全国に先駆けて自然薯の人工栽培に成功した政田自然農園へ研修に行ってきました！本町ではトタンを使った栽培方法ですが、こちらはクレバーパイプを使用しており、またウイルスに対する徹底的な対策と工夫が凝らされていました。中山を元気にする会が育てている自然薯の課題点を認識し、さらにここで得た知識で応用できる技術や情報を手に入れることができました！すぐに新しい設備等の導入は難しいですが、今後中山での自然薯栽培を飛躍的拡大していくために非常に有意義な研修でした！

☆コミュニティカフェ・よってん屋の営業日☆

11月26日(火)の1回を予定しています。営業時間は10時～15時です。
12月はよってん屋をお休みします。
ご予約も受け付けしていますので、お気軽にご連絡ください。

☆中山健康教室開催中☆

内容は「ピラティス」という健康体操です。

ドイツ人の看護師さんが考えたエクササイズで年齢や運動経験に関係なく、どなたでも安心して行える運動です。11月11日（月）・25日（月）予定です。12月は2日（月）・16日（月）開催時間はいずれも19:00～20:00ごろまでです。場所は集落活動センターなかやまの活動室で、参加費は無料です。運動のできる服装で、床に敷く用のバスタオルや、運動後の飲み物等を持参してください。

☆なかやま山芋まつりは、12月8日（日）に予定しています☆

集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30－1750、FAX30－1826までお気軽に！　^◯^　Find us on Facebook

安芸・室戸パシフィックライド2019が開催されます

12月1日に、高知県東部地域を舞台とした「安芸・室戸パシフィックライド2019」が開催されます。

安芸・室戸パシフィックライドは、タイムを競うレースではなく、地域の自然を楽しみながら自転車で走るサイクリングイベントで、本町を含む高知県東部9市町村が連携して開催するイベントとして行われます。コースは、安芸市をスタートし、北川村から東洋町へ抜け、室戸岬を回って安芸市へ戻る139㎞。県内外から参加する約500人が高知県東部地域を駆け抜けます。

自転車通行へのご理解（※交通規制等は行いません）と、沿道からの温かいご声援をよろしくお願いします。

スタート／ゴール	エイドステーション／ゴール	通過予定時刻
安芸タイガース球場前	・北川村小島集会所（北川村）	先頭　8:06～最後尾　9:37ごろ
開催日時	・押野農村公園（東洋町）	先頭　9:05～最後尾11:18ごろ
12月1日（日）	・海の駅とろむ（室戸市）	先頭10:32～最後尾13:48ごろ
スタート　7：00	・奈半利駅（奈半利町）	先頭11:35～最後尾15:38ごろ
フィニッシュ　17：00	・安芸タイガース球場（安芸市）ゴール	先頭12:20～最後尾16:40ごろ

問い合わせ先　安芸・室戸パシフィックライド実行委員会事務局(㈱相愛内)　☎088－846－6703

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.28～

旧野村茂久馬邸石塀(奈半利町)

千本杉(馬路村)

北寺如来像(安田町)

日本遺産
Story #051

日本遺産サミットin高知開催！

10月12日、13日に高知市帯屋町を中心に全国から83地域が集まる、日本遺産サミットin高知が、開催されました！

サミットの初日は、日本遺産セミナーや総会、懇親会が開かれ、中芸地域の3酒蔵の南、土佐鶴、美丈夫が勢ぞろいし、鮎や田舎寿司、ゆずなど、中芸地域ならではの料理がならび、参加者をおもてなししたほか、13日には帯屋町アーケードに全国の認定地がずらりと並び、各地域をPRしました。PRブースでは、中芸地域の景色を切り取った「栞」のプレゼントや、おでかけ体験をイラストなどで自由に書き表す「よりみちノート」などを体験してもらい、多くの方々に足を止めていただき、中芸地域の魅力をPRすることができました。また、同日に公開講座「中芸地域の山/川/海の恵みを感じる話題の完全天日塩とは」が開かれ、全国から注目される田野屋塩二郎の塩が他の塩と何が違うのか現地の映像を交えながら解説を行いました。

台風19号の影響により、一部プログラムに変更があったものの、無事サミットを終了することができました。今後も各所でPRを続けていきます。

中芸の3酒造と料理

PRブース

第５回ゆずFeS好評開催中です！

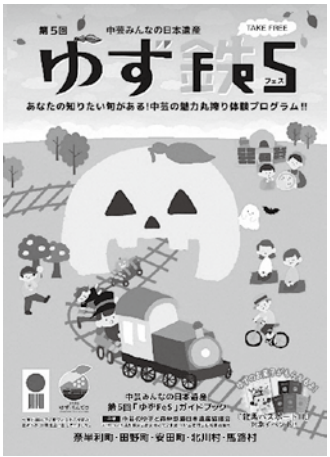

第5回ゆずFeSが10月26日(土)～12月15日(日)まで開催中です。第1回ゆずFeSで最も人気の高かった、こんにゃく作りやゆず狩り体験、なすと中芸野菜の料理教室など、この時期の中芸地域ならではのプログラムが目白押しです。皆さまのご参加を心からお待ちしております。

日本遺産に認定された中芸地域の魅力を体感しに来てください！ゆずFeSの最新情報は「ゆずとりんてつホームページ」や「ゆずFeSフェイスブック」などで随時更新予定のほか、申込サイトも完成しました！下記のURLからお気に入りのプログラムを探してみてください。

ゆずFeS申込サイトは下記のURLか右のQRコードから！
https://yuzurintetsu.wixsite.com/yuzufes-entry-site

問い合わせ先　中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
（中芸広域体育館内）　☎30-1865
FAX30-1866
E-mail　yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
HP　http://yuzuroad.jp/　「ゆずとりんてつ」で検索

住民票やマイナンバーカード等に旧姓(旧氏)が併記できます。

令和元年11月5日から、申請により「旧姓（旧氏)」が住民票、マイナンバー等に併記できるようになります。これにより結婚等で氏に変更が合った場合でも、現在の氏と旧姓（旧氏）の両方を証明することができるため、旧姓を使用して活動する方の本人確認等に役立ちます。

■旧姓（旧氏）併記の申請について

旧姓併記をするには申請が必要です。住民登録をしている市区町村で手続きしてください。

■申請に必要なもの

①本人確認書類
②通知カードまたはマイナンバーカード
③使用したい旧姓が記載された戸籍謄本等から現在氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等
④印鑑

■旧姓が記載される主なもの

・住民票の写し
・マイナンバーカードまたは通知カード
・印鑑登録証明書
・署名用電子証明

※旧姓併記の申請をした場合、旧姓の省略はできません。

■印鑑登録も旧姓を選んで登録できます。

住民票に旧姓併記された方は、現在の氏か旧姓のどちらかを選んで印鑑を登録できるようになります。

問い合わせ先　役場町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

インフルエンザ予防接種費用を助成します！

インフルエンザの感染拡大防止や感染者の重症化予防及び経済的負担の軽減を図るため、今年度から予防接種費用の一部を助成します。

助成対象者

安田町内に住所を有する満1歳以上の方で、安田町内の医療機関でインフルエンザワクチンを接種された方

医療機関　なかとう医院・和田医院

接種期間　令和元年10月1日～令和2年2月29日
（この期間内に接種したものに限ります）

助成金額　接種日において下記の区分に応じた限度額を助成します。

・満1歳から18歳到達年度の最初の3月31日までの方　3,000円
・満18歳（上記の方を除く）から満65歳未満の方　2,000円
・満65歳以上の方　1,100円
・満65歳未満の方で生活保護を受給されている方　全　額

※ただし、助成の回数は1回に限ります。

申請方法

インフルエンザ予防接種後、下記の書類を持って役場町民生活課で申請を行ってください。審査・助成決定後、指定の口座に振り込みます。

①領収書
②母子健康手帳または接種の記録が判るもの
③印鑑
④通帳

申請期限　令和2年3月31日まで

問い合わせ先　役場町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

健康手帳

インフルエンザを予防しよう！

インフルエンザは、気温が低くなり乾燥するこれからの時期に流行します。風邪と違い、肺炎や脳炎など、重症化する危険性があるため、感染しないようしっかりと対策を取る必要があります。

正しい予防法を身につけ、インフルエンザを予防しましょう。

風邪とインフルエンザの違いって?

	風邪	インフルエンザ
症状	鼻水やのどの痛みなどの局所症状。	**38℃以上の発熱やせき、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状。**
流行の時期	一年を通しひくことがあります。	**1月～2月にピーク。ただし、4月、5月まで散発的に流行することも。**

インフルエンザがうつらないようにするにはどうすればいいの?

インフルエンザの感染経路は、感染した人の咳やくしゃみで飛び散るしぶきを吸い込んで感染する「**飛沫感染**」と、感染した人が咳やくしゃみを手で押さえた後にドアノブなどに触れ、それを他の人が触り汚染された手で目や鼻に触れることで感染する「**接触感染**」の2つがありますので、このような感染経路を断つことが大事です。

○人が多く集まる場所から帰ってきたときには、手洗いとうがいを心がけましょう。

○アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。

○普段からの健康管理も重要です。栄養と水分を十分にとり、抵抗力を高めておくこともインフルエンザの発症を防ぐ効果があります。
また、予防接種も重要です。

○予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。

○ただし、ワクチンの効果が持続する期間は、一般的に5か月ほどです。

○また、流行するウイルスの型もかわるので、毎年、定期的に接種することが望まれます。

インフルエンザではどんな症状が出たら病院へ行けばいいの?

目安として、比較的急速に38℃以上の発熱があり、せきやのどの痛み、全身の倦怠感を伴う場合はインフルエンザに感染している可能性があります。こういった症状がある場合は早めに病院を受診しましょう。

問い合わせ先　町保健センター　☎38−6678　FAX38−6679

― 高知大学医学部看護学科だより ―

高齢者と慢性腎臓病と減塩対策

腎臓も歳をとる？

今回の主題は『腎臓』です。腎臓の働きは血液中のいらない物や取りすぎた水分を尿として作り出すことですが、その働きは年々悪くなり、**高齢者ほど慢性腎臓病になるリスクが高い**ことがわかっています。腎臓の機能をさらに悪くさせる原因には**腎臓の炎症、糖尿病、高血圧による動脈硬化**などがあります。

慢性腎臓病になるとどうなるの？

慢性腎臓病は静かな病気であり、**早期には症状はほとんどありません。**自覚症状が現れる頃には元に戻すのは難しい状況となっていることが多く、**1番ひどい状態になると尿はほとんど出なくなり、**透析という治療（平均導入年齢は69.7歳）が必要になります。皆さんの腎臓は大丈夫ですか？

対処方法は？

腎臓の機能が低下した最初の特徴は、尿と一緒にタンパクや血が出る、血液の中にクレアチニンという物質が増えることです。検診での検尿（尿タンパク陽性や尿潜血陽性の人）や血液検査（eGFRという数値が60以下の人）に問題のあった人は泌尿器科や専門医への早めの受診をお勧めします。

早めの食事療法や薬物療法によって
残された腎臓の機能を低下させないことが大切

腎臓機能の低下を緩やかにする対策として、低たんぱくや減塩を中心としたバランスの良い食事や水分補給、適度な運動や規則正しい生活習慣などがありますが、**日常生活に取り入れやすい減塩対策**を1つご紹介します。それは

食卓で使用する醤油を、瓶から
食用のスプレー容器に入れ替えること

です。少ない量で広範囲に適量の醤油がおかずに付着しますので、結果として塩分摂取量が減少します。**減塩醤油を使用しますとさらに効果的**です。醤油をたっぷりとおかずにかけてしまう方はぜひお試しください。

高知大学医学部看護学科高齢者看護学　田淵啓二

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

【身体的虐待】 なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、家の外にしめだす　など

【性的虐待】 性的行為をする、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする　など

【ネグレクト】 閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車のなかに放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、病気のときに病院に連れて行かない　など

【心理的虐待】 言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう（ＤＶほか）　など

あなたの連絡・相談が子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

◎虐待を受けたと思われる子どもがいたら
◎ご自身が出産や子育てに悩んだら
◎子育てに悩む親がいたら

連絡先　●児童相談所全国共通ダイヤル　☎189（いちはやく）（お近くの児童相談所につながります）
●役場町民生活課　☎38−6712　FAX 38−6780

犬のしつけ方教室のご案内

最近、飼い犬の無駄吠えや逸走など、飼い主の飼養管理技術不足が原因と思われる問題事例が多くみられます。

今回、安芸福祉保健所では、災害時の同行避難や日頃からの飼養管理を学ぶために、犬のしつけ方教室を開催します。

◆日時
令和元年11月24日（日）
午後1時30分～3時30分

◆場所
安芸総合庁舎
（安芸矢ノ丸1−4−36）

◆対象人数等
飼い主さん、飼う予定の方　20名
飼い主さんと飼い犬5組（先着順）
※狂犬病予防注射、ワクチン接種済及び最低限社会化された犬に限る

◆申込み・締め切り
申込み方法　電話
締め切り
令和元年11月21日（木）

◆問い合わせ先
安芸福祉保健所
衛生環境課　食品保健担当
☎34−3173

交通事故の概況

（平成31年1月1日～令和元年9月30日）

1．県内　（　）内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
元年	(100)1,114	(3) 23	(105)1,221
30年	(112)1,168	(1) 18	(125)1,297
増減	(△12) △54	(2) 5	(△20) △76

2．安芸署管内　（　）内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
元年	(5) 46	(0) 2	(8) 55
30年	(7) 41	(0) 0	(8) 51
増減	(△2) 5	(0) 2	(0) 4

※1、2は物損を除く

3．安田町発生件数

		9月計	累計
人身	件数	0	4
	死者	0	1
	傷者	0	3
物損		10	81

慶弔ニュース（9月受付分）

おたんじょう

地区名	氏名	年月日	世帯主	続柄	性別
唐浜	佐川 央采	R元・9・14	佐川 芽衣	子	女

※個人情報につき掲載の了解をいただいた方を掲載しています。

社協あったかふれあいセンター事業　11・12月の予定

名　称	実　施　場　所	実　施　日　時
若鮎会	保健センター	月　10:00～15:00 木　13:30～15:00
ときめき中山 なかやま	集落活動センターなかやま	火　10:00～14:00 金　13:30～15:00
ほたるの会 (ほたるカフェ)	保健センター	水　10:00～15:00 (カフェ10:00～14:00)
福祉館	福祉館	木　9:30～11:30 月　13:30～15:00
ぽかぽかデー	せせらぎの郷 小川	金　10:00～12:00
ほんわか和田	和田集会所	金(月2回)13:30～15:00
間　下	間下集会所	木　13:30～15:00
男dayの日	保健センター	月(第1)15:00～18:00
いこい	東島老人憩いの家	月　13:30～15:00
中村東	中村東集会所	木　13:30～15:00
ふれあい	ふれあいセンター	火　10:00～15:00 木　10:00～15:00
唐　浜	唐浜老人里の家	水　13:30～15:00 金　13:30～15:00
不動いきいきクラブ	不動集会所	金　10:00～11:30
東　谷	東谷集会所	金　13:30～15:00
西　北	小松さん宅	火　9:30～11:00
内京坊	内京坊集会所	金　13:30～15:00
射　場	射場集会所	水　13:30～14:30
庄　田	保健センター	火　10:00～11:30 金　10:00～11:30
西　島	西島老人里の家	金　13:30～15:00

※日時・内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

各集いで、色々な教室を行っています。
11/18(月)13:30～14:30…保健センター…音楽療法
11/18(月)13:30～14:30…東島老人憩いの家…口腔ケア講座
11/20(水)13:30～14:30…射場集会所…口の体操指導③
11/22(金)13:30～14:30…東谷集会所…口腔ケア講座
11/25(月)13:30～14:30…保健センター…口腔ケア講座
11/26(火)10:00～11:00…集落活動センター…口腔ケア講座
11/27(水)13:30～15:00…射場集会所…エコバック作り
11/28(木)09:30～10:30…福祉館…口腔ケア講座
11/28(木)13:30～14:30…間下集会所…口の体操指導③
12/06(金)11:00～12:00…不動集会所…口腔ケア講座
12/11(水)10:30～11:30…保健センター…音楽療法
12/11(水)13:30～14:30…唐浜老人里の家…3B体操
12/13(金)13:30～14:30…集落活動センター…音楽療法
☆**興味のある方は、ぜひ見学・体験にお越しください。**☆

不動いきいきクラブ…地域の小学生を迎えて交流会！風船バレー・輪投げ・おみくじでお土産をゲットした後は、手巻き寿司パーティー!!

ふれあい…「体操指導」を受けました。無理なく効果的な体操の仕方を改めて教えてもらい益々意欲的に体操に取り組んでいます。

ぽかぽかデー…「音楽療法」昔懐かしいリズムに合わせ歌いながら身体を使います。脳トレ効果もバッチリ。素敵な笑顔も沢山見られました。

ほんわか和田・内京坊・なかやま…集落活動センターで交流会！「音楽療法」では、丹田呼吸や声の出し方を教えてもらいました。今日の歌声はいつもと違ったのではないでしょうか。

西島…百歳体操はじめました。体操後はリフレッシュタイムで物作りをします。お気軽に参加ください。

あったかふれあいセンターは、どなたでも参加できます。
問い合わせ先　町社会福祉協議会
☎38－5500　FAX38－6878
(担当:竹内・小川)

夜間の外出時は反射材などを身に着けよう!

朝晩めっきり涼しくなり、夕方や夜間にかけてランニングやウォーキングを行う人が増えてきました。

暗い時間帯には、自動車の運転手から歩行者やランナーが見えづらいため、反射材などを身に着けて、早めに自分の存在を知らせることが事故防止につながります。

自分の身を守るため、ぜひ反射材などを利用しましょう。

安田文芸

（順不同）

川柳

読書より　睡眠親しむ　夜長かな　中　淑美

ありがたや　非常袋の　出番なく　西岡　益子

栗ごはん　仏様より　先に食べ

野良猫が　そろりそろりと　飯を食う　小松由加子

兄弟が　ベランダバトル　大さわぎ

虐待に　間違えられる　孫二人　西岡佐千子

米不作　ぐずって困る　コンバイン

外出日　カタカナ料理　たまに食べ　長戸　寿子

電力の　強固な船は　もう浮かず

夕顔の　つるに寂しき　虫の声　山下　静恵

病院の　天井眺め　四ヶ月

手術中　芋の餅つく　夢をみる　清岡　恭子

よちよちと　なりて慌てて　1・2・3

二の腕や　さざなみ過ぎて　干し大根

なごみ和通信

静かな晩秋の和の庭に、紅色の山茶花の花が咲き始めました。

企画展　龍馬・心のふるさと『髙松順蔵をめぐる人々』を開催しています。

髙松順蔵と妻・千鶴を中心に、長男の太郎、次男の習吉、弟で医師の濤亭らを中心とした髙松家と坂本家のルーツや関係の紹介、そして学問、剣術、絵、書、篆刻(てんこく)を学び、多くの歌作を残した順蔵の功績、さらに順蔵に学んだ石田英吉、柏原禎吉、宮田節斎、そして和歌を通じて親交のあった清岡道之助、安芸郡出身の勤王の志士たちや二十三士の墓所などを取り上げ、順蔵を中心に形成された当時の人材ネットワークにも焦点を当てた企画展です。

多くの方々からご好評を頂いております。

ご来館をお待ちしています。

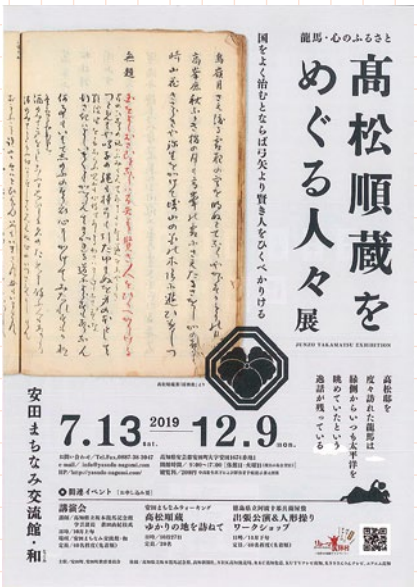

安田まちなみ交流館・和(なごみ)
開　館　時　間／午前9:00～午後5:00
企画展観覧料／200円(高校生以下、障害者手帳提示者無料)
休　館　日／火曜日(祝日の場合は翌日)
安田町大字安田1674−1　☎・FAX 38-3047
安田町歴史・文化・観光ナビサイト　なごみの旅
http://yasuda-nagomi.com/

国民健康保険税　第5期分
後期高齢者医療保険料　第5期分
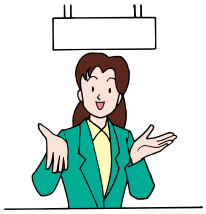
納期限日　12月2日